

株式会社アール・ディエンジニアリング元代表取締役の刑事告発について

県は、本年5月28日付けで株式会社アール・ディエンジニアリングの元代表取締役(佐野 正(さの ただし)。以下「被処分者」という。)に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5に基づき生活環境保全上の支障およびそのおそれを除去する措置を命じましたが、被処分者は着手期限までにその措置に着手せず、その措置が履行される見込みがないと判断されました。

そのため、本日(平成20年9月17日)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づき措置命令違反として滋賀県警察本部長に告発しましたのでお知らせします。

1. 措置対象の概要

命令日 平成20年(2008年)5月28日
着手期限 平成20年(2008年)7月28日
履行期限 平成23年(2011年)9月27日
命令の内容 措置対象の場所: 滋賀県栗東市小野7番地1ほか33筆

- 措置対象の場所から、埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。
- 措置対象の場所の、埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。
- 措置対象の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。
- 措置対象の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

2. 告発の根拠

県が命じた措置命令に対し、着手期限までにその着手がされず、履行期限までに必要な措置が履行される見込みがないため。

3. 法に規定される罰則

法第25条第5号 5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれを併科

関連リンク

[最終処分場特別対策室](#)

Copyright© Shiga Prefecture. All rights reserved.